【別紙1】

「月単位の週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー

（発注者指定型の場合）

【営繕系工事】

工事発注時

① 月単位の4週8休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。

② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。
※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

③ 入札公告等に「月単位の週休2日工事（発注者指定型）」である旨を明示する。

④ 工事発注

工事実施時

⑤ 工事契約

⑥ 契約後、速やかに、必要工期について受発注者間で確認を行う。

⑦ 受注者は、月単位の週休2日（4週8休以上）を確保する実施工程表を発注者に提出する。
監督員は、月単位で週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

⑧ 監督員は、提出された実施工程表や出面帳により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。

⑨ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。

⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する

工事完成時

⑪ Ⅰ．発注者は、対象期間内において月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休へ労務費補正分を減額する契約変更を行う。
Ⅱ．発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。

⑫ 発注者は、通期の4週8休の達成※が確認できれば、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「工程管理　A」について評価を行い、月単位の4週8休の達成が確認できれば、「工程管理　B」において評価する。

※分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者による

【別紙1】

「月単位の週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー

（受注者希望型の場合）

【営繕系工事】

工事発注時

① 通期の4週8休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。

② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。
※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

③ 入札公告等に「月単位の週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明示する。

④ 工事発注

工事実施時

⑤ 工事契約

⑥ 契約後、速やかに、必要工期について受発注者間で確認を行う。

⑦ 受注者は、⑥の協議により決定した、週休2日（4週8休以上）を確保する実施工程表を発注者に提出する。
監督員は、⑥の協議により決定した週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

⑧ 監督員は、提出された実施工程表や出面帳により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。

⑨ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。

⑩ 発注者は、受注者の席によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。

工事完成時

⑪ Ⅰ．発注者は、対象期間内において月単位の4週8休を達成したものは、労務費補正分を増額する契約変更を行う。
Ⅱ．発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。

⑫ 発注者は、通期の4週8休の達成※が確認できれば、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「工程管理　A」について評価を行い、月単位の4週8休の達成が確認できれば、「工程管理　B」において評価する。

※分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者による